



発行月：平成28年5月
発行：杉並区都市整備部建築課
電話：03-3312-2111（内線）3365

平成28年4月1日から

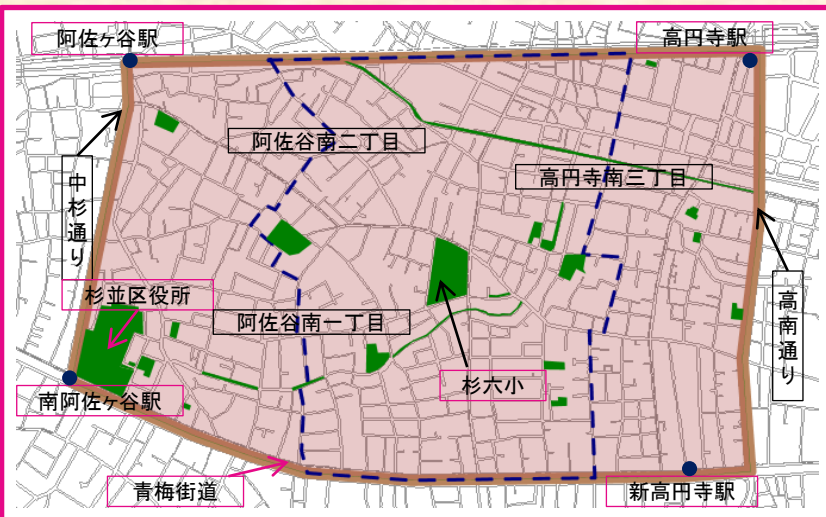
- 🌸 建築物不燃化助成制度が使いやすくなりました!
- 🌸 老朽建築物の除却工事助成制度が始まりました!

<建築物不燃化助成制度の変更のポイント>

- ① 準耐火建築物に建替えた場合も、「**準耐火建築物**」が助成対象になりました。
※これまでの建替えは「耐火建築物」のみが助成対象でした。(法的に耐火建築物とする場合は除く)
- ② 不燃化特区制度の**戸建て建替え助成との併用**が可能になりました。
※これまでは不燃化特区制度の戸建て建替え助成との併用が出来ませんでした。

<新たに始まった不燃化特区以外の区域における除却助成制度について>

- ◎ **除却工事費の一部を助成する制度が始まりました。**
※平成28年4月1日から、木造住宅等で耐震診断の結果、Iw値が1.0未満の診断を受けた建物を対象に、除却工事費用の一部を助成する制度が始まりました。



今がチャンス!



対象区域 凡例

- 阿佐谷南・高円寺南地区
- 不燃化特区
(杉並第六小学校周辺地区)

※詳細については、裏面の【お問い合わせ先】へご連絡ください。

阿佐谷南・高円寺南地区内にお住まいの皆さまへ

無料
申込不要

建替え相談会

専門家へ相談ができます



阿佐谷南・高円寺南地区では「建築物不燃化助成制度」、杉並第六小学校周辺地区では「不燃化特区制度」の助成を行っており、災害に強いまちづくりを進めております。そこで、これらの制度についてご理解を深めていただくと共に、ご活用いただくため、相談会を開催いたします。

また、専門家として建築士が同席いたしますので、この機会に是非ご相談くださいますようお願いいたします。



日時

平成28年6月2日(木)

18:00~20:00

場所

杉並第六小学校

2階 かの木ルーム

(杉並区阿佐谷南1-24-21)

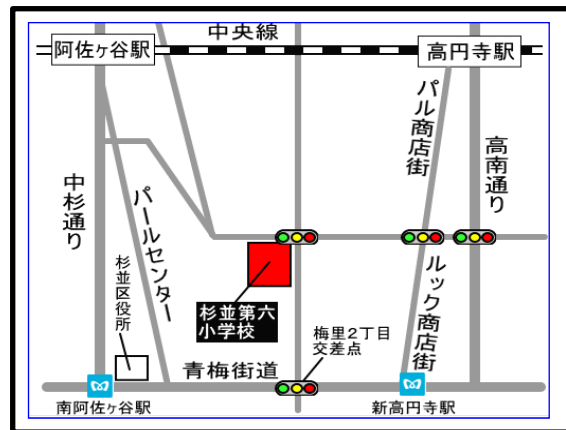
※ お車でのご来場はご遠慮ください。

悩んでいませんか？

- ・ 戸建て新築、又は建替え
- ・ 古い建物の解体
- ・ 建物解体後の更地管理

このようなことをお考えの方は、
ぜひお越しください！

<案内図>



今後も、建替え相談会を予定しております。次回は8月ごろの開催を予定しております。
また、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

杉並区役所

TEL: 03-3312-2111(代表)

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

FAX: 03-5307-0690

- ・ 建築物不燃化助成制度について
- ・ 除却工事助成制度について

建築課不燃化推進係 (内線 3365)
建築課耐震改修担当 (内線 3328)

